

田辺市スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺スポーツパーク等の利用促進を図るとともに、地域資源を活用した地域経済の活性化に資するため、市へのスポーツ合宿、教育旅行等を実施する者に対し、その費用を補助することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。）又は次条第4号に定める団体の代表者とする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付は、前条に規定する補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が行う次の各号の全てに該当する宿泊を伴う団体旅行（以下「団体旅行」という。）を対象とする。ただし、他の補助制度により補助を受けられる場合は、この要綱による補助金の交付の対象外とする。

- (1) スポーツ合宿、教育旅行（修学旅行）又は多くの集客交流が見込まれる会議等（MICE）であること。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において市内の宿泊施設（田辺スポーツパーク内の宿泊施設を除く。）に宿泊する日程であること。
- (3) 1回の団体旅行につき宿泊延べ人数が20人以上であること。
- (4) 宿泊者が10人以上の団体であり、1日当たりの宿泊人数が10人以上であること。
- (5) スポーツ合宿においては、市内への宿泊に加えて、宿泊の当日又は翌日に田辺スポーツパーク等の田辺市体育施設条例（平成17年田辺市条例第196号）第2条に規定する体育施設（以下「体育施設」という。）を利用すること。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、宿泊延べ人数に2,000円を乗じて得た額とし、1団体当たり400,000円を上限額とする。それぞれ前条第4号に規定される団体にのみ予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の日程が記載されている書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費補助
金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この
場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認
めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようと
するとき、又は中止しようとするときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等
特別誘致事業費補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、
その承認を得なければならない。ただし、補助金の増額を伴わない場合は省
略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当
と認めるときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費補助金変
更・中止承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が
完了したときは、速やかに田辺市スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費
補助金実績報告書兼交付請求書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、
市長に提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の日程が記載されている書類
- (2) 団体旅行の参加者名簿(様式第6号)
- (3) 宿泊者数等証明書(様式第7号)
- (4) スポーツ合宿においては、体育施設の使用許可書兼領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告及び助成金の交付請求があった場
合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市スポーツ合宿・教育
旅行等特別誘致事業費補助金の額の確定通知書(様式第8号)により申請者
に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、必要な指示をし、又は
書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を
取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずること
ができる。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。